

## 譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請に必要な書類 (申請書・添付書類)

- ◆提出部数は、**正本1部**です。確認資料は**1部**です。
- ◆許可申請書及び添付書類の様式は、下記URLからダウンロードできます。(国土交通省HP)  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000086.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html)
- ◆申請にあたっては、建設業許可事務ガイドラインを参照の上、事前にお問い合わせください。  
建設業許可事務ガイドラインは、下記URLからダウンロードできます。(国土交通省HP)  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

様式番号	書類の名称
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書
別紙一	役員等の一覧表 ※1
別紙二	営業所一覧表
別紙三	専任技術者一覧表
第22号の6	誓約書 ※1
第22号の7	合併認可申請書
別紙一	役員等の一覧表 ※1
別紙二	営業所一覧表
別紙三	専任技術者一覧表
第22号の8	分割認可申請書
別紙一	役員等の一覧表 ※1
別紙二	営業所一覧表
別紙三	専任技術者一覧表
第22号の9	届出書
第22号の10	相続認可申請書
別紙一	営業所一覧表
別紙二	専任技術者一覧表
第22号の11	誓約書
第22号の12	届出書

### 備考（申請に際しての注意点）

※1 「役員等」の範囲は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。

併せて、取締役と同等の支配力を有する者として、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等も記載が必要です。